

平成20年度第1回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成20年5月27日(火)午前9時30分～午後10時30分

(2) 場 所 向日市役所3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

会 長	植 田 實
1号委員	五十棲 正 孝
”	稲 本 收 一
”	西 田 一 雄
2号委員	石 原 修
”	大 橋 満
”	荻 野 浩
”	西 川 克 巳
”	山 田 千枝子
3号委員	山 本 崇 裕
4号委員	高 田 七 恵
”	長谷川 勤

[傍聴者] なし

3 議事

(1) 都市計画審議会委員の交代について

(2) 会長選出について

(3) 会議の公開に関する要綱及び傍聴要領について

(4) 京都都市計画生産緑地地区の変更について

(事務局)八木

まずはじめに、審議会委員の交代についてであります。向日市都市計画審議会条例第3条及び同運営規則第5条第1項第1号並びに第3号委員に異動がございましたのでご紹介申し上げます。

1号委員は学識経験者からなる委員でございます。今回任期満了に伴いまして交代のあったものでございます。

本日、体調不良により急遽欠席されておりますが、現在京都大学大学院の教授をされております委員でございます。

続きまして、3号委員は関係行政機関からなる委員でございます。4月の人事異動に伴いまして交代のあったものでございます。

京都府乙訓土木事務所長の委員でございます。

以上2名の委員が新たにご就任されました。よろしくお願い申し上げます。

委員の異動につきましては以上でございます。

続きまして、会長の選出に移りたいと存じます。

会長の選出につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令及び向日市都市計画審議会条例第5条第1項で会長は1号委員のうちから委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

(委員)

向日市の事情と申しますか、向日市を十分把握し、これまで多くの案件をまとめあげられた実績と、知識・経験も豊富な委員が適任であり推薦いたします。

(委員)

私も委員の推薦に賛成いたします。

(委員)

委員、委員からも声があがってますし、私も異論ないので是非委員をお願いしたいと思います。

(事務局)八木

ただいま、各委員からご推薦がございました。委員に引き続き会長をお願いいたしたく存じますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)八木

ありがとうございます。会長、会長席へお願いいたします。会長には、今後2年間よろしくお願い申し上げます。

それでは、向日市都市計画審議会条例第5条第3項の職務代理者の指名を会長からよろしく申し上げます。

(会長)

職務代理者の指名ですが、私といたしましては、本日体調不良のために欠席されておりますが、今回新たに委員になっていただきました京都大学大学院工学研究科の教授で、そしてまた京都府景観審議会など数多くの委員を歴任されご活躍されている委員にお願いしたいと思います。

本人は本日欠席でございますが、私のほうから了解をとるということで、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは委員を指名させていただきますので、よろしく申し上げます。

(事務局)八木

ありがとうございました。

では委員につきましては、次回の審議会でご紹介させていただきたいと思っております。

議事にお入りいただきます前に、事務局からご報告したいことがございますのでよろしくお願い申し上げます。

本日の委員のご出席状況をご報告申し上げます。

現在、ご出席の委員は、12名でございます。本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は議事事項が1件ございますのでよろしく申し上げます。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会 長)

ただ今から平成20年度第1回向日市都市計画審議会を開かせていただきます。審議会運営規則によりまして、この後の議事の進行につきましては、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくご協力をお願い申し上げます。

本日の審議会は、市長から付議されましたひとつの議案の前に、本審議会の会議の公開に関する要綱案についてご協議をいただきたく存じます。

これは、本年4月に市長から各種審議会を原則公開とする指針が出されました。その指針におきましては、公開するか否かについて当審議会等が決定するものとなっております。したがって、この指針の趣旨を踏まえまして要綱を定めようとするものでございます。また、あわせまして、傍聴要領も定めたいと考えております。事務局からこれらもあわせまして説明をしていただきます。

事務局お願いいたします。

(事務局)三浦

それでは、「向日市都市計画審議会の会議の公開に関する要綱」及び「向日市都市計画審議会傍聴要領」につきましてご説明させていただきます。

まず、会議の公開についてであります。従来から傍聴者があった場合、その都度会議で会長が諮って会議の公開を基本において傍聴を認めてきたところです。

しかし、都市計画審議会に係る会議の公開、非公開の決定手続きや公開の方法等についてこれといった取り決めがなかったことから、今回、市の方で定められた会議の公開に関する指針に基づき、当審議会としての要綱を整備しようとするものです。

資料1の第2条をご覧ください。本審議会では、複数の議案をご審議いただくことがございますので、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報を含む事項について審議するなど、非公開とすべき議案がありました場合、会議全体を非公開とするのではなく、その議案だけを非公開とする旨を規定しております。

第3条では、公開の方法として審議会の長が傍聴希望者に許可することにより行うこととしております。

第4条では、傍聴者の入場の条件として、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き傍聴することができることとしております。

第5条では、傍聴者の定員は10名とし、会場の都合により増減することができることとしております。

第6条では、傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定めることとしております。

第7条では、審議会の開催に関する情報を事前に市民に周知するよう定めております。

第8条では、傍聴者の資料につきまして原則会議資料と同様のものを閲覧できることとしております。

第9条では、会議を公開した場合は、その要旨をまとめた会議録を市民が閲覧できるように努めることとしております。

以上が「向日市都市計画審議会の会議の公開に関する要綱」の概要でございます。なお、施行期日は、本日5月27日としております。

続きまして、「向日市都市計画審議会傍聴要領」につきましてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

「2 傍聴の手続」でございますが、傍聴希望者は、会議開催の10分前までに受付票に記入し、許可を受けた者に許可証を交付することとしております。

「3 傍聴を許可しない者」でございますが、傍聴者の入場の条件として、酒気を帯びている者や、のぼり・旗などの示威のために利用するものを携帯している者などについては、傍聴を許可しないこととしております。

「4 傍聴者の守るべき事項」では、傍聴者の遵守事項を定めており、会議の秩序を維持するため、「5 違反者に対する措置」において、この要領に従わないものは、会場から退場させることを規定しています。

なお、この要領の施行期日につきましても、会議の公開に関する要綱と併せて本日付けといたしておりますが、要綱・要領の周知期間を考慮し、次回の会議から適用いたしたく考えております。以上が会議の公開に関する要綱及び傍聴要領に関する説明でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局から、会議の公開に関する要綱及び傍聴要領について説明を申し上げます。この内容に関しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(委 員)

これで結構ですが、公開ということが原則になりますので、こうしたらあかんということあまり決めないで、公開したことは全部外に出ると考えていくべきです。例えば、傍聴者が守るべき事項(5)というので、「会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと」がありますが、先にダメだという事がきて、審議会の許可を得ればできるとなっているのですが、それよりも「録音などは審議会の許可を得てできる」という表現のほうが同じ内容でもいいと思う。最近は機械も小型化したものや作動音のしないものがあるので、これは以前作成した傍聴規則を元のまま作られていると思うのですが、これからは「あかんあかん」というのではなく、「こうやってすればよろしい」と書いておいたほうがよいかと思

う。新しい機械などができたことに見合った傍聴規則になるのではと思った。そのほかについては、議会の傍聴規則に見習って同じようになっているので良いかと思う。

(会 長)

ただいま 委員のほうからご意見が出ましたがどうでしょうか。

(事務局) 岸

ただいまのご意見に対しましてお答えいたします。傍聴につきましては、傍聴要綱にございますように、会議が開催されている段階におきましては、皆様にご迷惑がかからないようにと、それ以外の傍聴者にもご迷惑がかからないように考慮した趣旨ですが、会議をされているなか突然に写真を撮られたり、いろんなことが想定されると思います。したがって、基準としてこの辺をお守りいただいたなかでどうしても写真や録音が必要だという場合は議員の皆様のご了解のなかで傍聴者のそういった行為を認めていくというほうが運営上よりスムーズに行くんじゃないかと考えておまして、基本をまずさせないことにして、会議がスムーズに進行しますようにと規定を設けたものでございます。その上で会議のなかに諮っていただいてその都度決定していただけたらありがたいと思います。

(委 員)

同じことを言っている。録音なんかは邪魔にならないので、なんでもあかんあかんと言うとかえってしたくなるもので、古いものを元に考えるのではなくて、新しい時代にあったものに基づいて原案を作らないと、いつのものを真似してやってるんだということになるので、今回の趣旨としてはできるという方向にもっていく訳ですのでいいですが、原案作られる方々の頭を変えてもらわないといけません。会長のほうから言っておいてください。

(委 員)

5条の傍聴の定員の決め方ですが、10人が多いのか少ないのか。ただ条文の後半に会場の都合によりこれを増減すると書いてある。傍聴者ありきで会場を変更するのか、そうでないのか。非常に難しい。傍聴者のために我々審議会委員が構成されているわけではないので、しかし、今後の都市計画上の方向性を決める意味において都市計画審議会の重さは大変重要になってくる。そのことにおいて、委員がどんな発言するのであろうか、どんな方向で審議会が進むのであろうかというときに、10人が果たして多いのか少ないのか。部長の説明から基準という説明だが、10人を上限として基準としているのか、要望があれば市民会館を借りてで

もやるのか。今後、今の社会情勢からいって5人や10人というのは、審議する内容によってはかなり来られると想定できるので、例規を出すというのは漏れがないように、ある程度事務局のほうで考えておく必要があるのじゃないか、と思います。議会でも30人を限度とする。立見まで認めるのか。今見ると11席椅子を置いてますが、立ってでも見たいという人がおられたらその要望にどこまで譲歩するのか。ある程度、事務局として考えておく必要があるのではないかと思います。今後、運用していく上で。

(会 長)

当委員会でも一度傍聴者が相当増えまして入れなかった場合がありますが、10人というのはどうなんでしょうか。

(事務局)岸

これは会場の都合でございますので、今考えております10人というのは、5人から10人ぐらいを想定しておりましたが、これはこの大会議室を想定したものでございます。席も10席ほど用意できますので、その部分で傍聴者を認めていきます。あと1人2人というのは部屋の状況によりますし、また、市民会館で開催する場合やもう少し広い場合はそれだけ傍聴も可能である。基準の10名というのはこの会議室でやっております都市計画審議会につきましては10名ぐらいが妥当かと考えております。ご指摘のあったケースを想定して会場を設定していくというのは、今後ご相談させていただきたく思います。今の広さで考えた場合は10人ということでご理解いただきたい。あと、若干の増減は会長にご判断していただいて認めていきたい。

(会 長)

よろしいですか。

(委 員)

私の知っているところでは、水道の時に40名近く傍聴があって、給食の調理の時にも多かったことがある。市民参画、市民が関心のあるときには出来るだけたくさん入れていただいて、空きもありますので少しでもたくさん入っていただけるという工夫をしていく必要があるんじゃないかなと思います。空間も必要なんですが、机をバックするとかいろんな方法があるかと思うので、増減が15人までというような決め方をするのは良くないと思いますので、やっぱり感心あるまちづくりの時とかいろいろあると思うので、ましてやいろいろなことで都計審の会議をする場合なんかは関心が高いので工夫をしていただくことをやっていただき

たいと思います。私たちも、もし市民の方から傍聴したいと事前に聞いていましたら、事務局のほうにも早めに言っておいていかないとと思います。

(委員)

7条の会議の開催の公表ということで、あらかじめ(1)から(6)のことを適当な方法で公開をおこなうことになっているので、今までより市民の皆さんに来てくださいということ呼びかけていることになるので、その最後のところで、あらかじめ傍聴を予定しておられる方は会場の都合もあるので申し出てくださいというような意味のことを書いておけば、傍聴者が来て当日モタモタして会議の開催が遅れたりすることがないので、お知らせのところに書くよう事務局側も工夫をすれば良いかと思います。

(委員)

質問なんですが、この要綱の採決というのはこの審議会でおこなうことが原則なんでしょうか。どこで正式に決まるのか。要綱はここで決めたら変えられるのか。

(事務局)岸

この要綱は、向日市都市計画審議会をより適正に運用していくための要綱ですので、この会議のなかで変更は可能でございます。

(会長)

委員がおっしゃることも付け加えたらと思いますが。

(事務局)岸

それは公表の段階でのお話でございますので、それは出来るだけホームページなどで掲載していく考えはあります。ですからホームページで今日の会議は既に公表しておりますが、多くの方が傍聴していただけるようによく検討したいと思います。

(会長)

せっかく来られても会議室の都合で入れないこともあるから。

(事務局)岸

一番いいのがホームページで即座に会議の案内もできますし、最近は多くの方もごらんになってると思うので、その時ホームページに掲示したいと思います。

(委員)

私も ISO の関係の文書管理をしてるのですが、日本の要綱やいろいろな決定というのは何々するというのはよくあるんだけど、変更とか見直しとかいうことについてはあまり明確ではない。可能なのであれば、条文作られる方にもよるんですが、その他の事項の中で要綱は審議会のなかで適宜見直すことができるというようなものを入れていただいたらよいかと思う。先ほどの大橋委員さんのお話にありました会場の撮影などについても善意の方ばかりのなかでしたら大いに公開していただいたら結構なんですけど、まだ施行半ばの段階で悪く利用されることもあるので、非常に高性能な写真機や録音機があるから知らず知らずに撮られて了解もないままというような事もありうるので、できたら見直すことができるというようにしてやっていきたいと思います。

(事務局) 岸

わかりました。掲載させていただきます。

(会長)

それでは、ご質問も出尽くしたようでございます。この案件につきまして、採決をしたいと存じます。

ただいまの案件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ないものと認めます。よって、案件は原案どおり可決されました。本審議会は、今後、原則公開で運営していくことを決定いたしました。この要綱及び要領の施行日は、先程の説明のとおり5月27日、本日でございますが要綱・要領の周知期間を考慮しまして、次回の会議から適用することにつきましてご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

本日の議題内容につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。したがって、今日の議

題につきましては、この会議を公開することにいたしたいと思いますが、ご意見
ございませんか。

(委 員)

異議なし。

(会 長)

従来からホームページで開催のお知らせをしておりますが、事務局、今日の傍
聴者はありますか。

(事務局)八木

本日の傍聴者はございません。

(会 長)

それでは、議案第1号「京都都市計画生産緑地地区の変更」についてを議題と
します。事務局説明をお願いいたします。

(事務局)小野

それでは、議案第1号「京都都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明
申し上げます。

本市では、生産緑地法第3条第1項(生産緑地地区に関する都市計画)の規定に
より、都市計画法第8条第1項に定める地域地区として都市計画に生産緑地を定
めているところであります。そのため今回の生産緑地地区の変更につきまして、
議案として審議いただくこととなっております。

それでは議案書によりご説明いたします。

まず、議案書の1ページをご覧ください。

今回の生産緑地の変更につきましては、一覧表にまとめてありますとおり、上
から追加される地区が寺-35から寺-39までの5箇所、廃止される地区が上-3
の1箇所、となっております。生産緑地地区全体としましては、約1.30ヘクタ
ールの増加となっております。

変更箇所につきましては、A3縦長の(10,000分の1)総括図をご覧ください
と思います。

緑色で着色している箇所が現在、生産緑地として決定している地区であり、図
面の上に赤色で着色している寺-35から寺-39までの箇所が、今回、新たに
追加する予定の箇所でございます。また、図面の下に黄色で着色している上-3
の箇所が、今回、廃止される予定の箇所であります。

次に、それぞれの箇所につきまして、A4の計画図でご説明いたします。

まず、図面番号1(2,500分の1)をご覧ください。

寺-35地区から寺-39地区までの5地区でございますが、本箇所につきましては、土地区画整理事業の実施に伴う市街化区域への編入により、新たに市街化区域内農地となった農地の内、農地所有者が営農継続に意欲的な農地について、都市的土地利用との調整を図りながら計画的に保全を図るため、新たに生産緑地として約1.36ヘクタール(13,617㎡)を追加するものでございます。

次に、A4の計画図、図面番号2(2,500分の1)をご覧ください。

上-3地区でございますが、主たる農業従事者の故障(病気)いわゆる農業に従事する事を不可能とする故障により、約0.06ヘクタール(640㎡)を廃止するものでございます。

今回の変更により、資料の2ページの新旧対照表のとおり、変更前の生産緑地地区数86地区、面積18.46ヘクタールが、変更後は、地区数が4地区増加の90地区で、面積が1.30ヘクタール増の19.76ヘクタールとなります。

以上が京都都市計画生産緑地地区の変更内容でございます。

なお、変更案を平成20年5月7日(水)から5月21日(水)までの2週間、市役所におきまして公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

(委員)

持ち主の方の強い要望なので、基本的にやむをえないのではないかとと思うのですが、教えてほしいのですが、現状は特に変わらないと思うのですが現状はどうなるのかということと、税金の関係で、都市計画審議会は税金のことはあまり関係ないのですが、とりあえず持ち主の方にとって高くなるのは困りますのでそのへんがどのようになるのかということと、将来ですね、近い将来と遠い将来を含めて教えていただけたらありがたい。

(事務局)小野

資料のなかで、土地区画整理事業地内の寺-35から39は、従前の土地で生産緑地が指定されます。この部分につきましては、土地区画整理事業を進めるなかで仮換地という形をとっていきますので、従後につきましては仮換地の場所で生産緑地をうつことになるわけです。その場合、現状の土地の形態がどのような場所

になるかというのは、地権者と組合等とのなかで、集約化されるか、点在するかということにはなろうかと思えます。ですから、今の段階では従前の土地について生産緑地をうつことになっています。

税金については、市街化区域内農地の場合ですと平米当たり 400 円ぐらいですが、生産緑地を指定されますと平米当たり約 2 円ぐらいとなります。今回の土地区画整理事業で市街化農地の宅地化を予定されている場合につきましては、最初の 3 年間は 10 分の 9 まで免除されます。4 年後には約 3 分の 2 の減免措置がおこなわれます。この減免措置につきましては、あくまでも土地区画整理事業が認可をとることが前提でございます。市街化区域への編入につきましては、昨年 11 月 13 日に京都都市計画変更されております。税の基準としては、今年の 1 月 1 日現在で評価し、課税されることになっております。

(委員)

今のお話でこの区域が土地区画整理地区になる、基本的にみんな宅地化されるというなかで、生産緑地で今まではずっと廃止だったのですが、今回だけはかけるということで、私たちは都市内におけるオープンスペースが確保されるということは非常にありがたい。生産緑地をかけると 30 年間原則として営農していただくことになると思うのですが、この辺は地権者の方及び区画整理事業されている方それぞれに、確実に合意が得られているのかどうでしょうか。

(事務局) 岸

今回指定を受けられます方につきましては、当然土地区画整理事業に参画されておられる方でございます。地権者から見ますと土地の一部に生産緑地をかけられており、また一部分は宅地化を予定されております。この事業につきましては、今回申請された方も含めまして合意をいただいてこの区画整理を進めております。したがって、30 年という制約は当然でございますし、農地として保全していただいているということで、今度の新しい市街地のなかにオープンスペースが確保されるという意味では良好な都市環境が守られることになる。将来農地にも換地をして新しい場所に農地を貼り付けていくわけです。当然、道路沿いに換地されるわけで、従来よりはいい条件で営農もしやすくなる。さらに将来のことですけれども、こういう基盤を整えておくことによりまして将来処分等が出てくると思えますので、そういった面でも、この時点で土地区画整理区域内で整えておくことによりまして、より有効な土地利用が図られると考えております。

(委員)

合意が得られているということですね。

(委員)

土地区画整理事業 8.40 ヘクタールのうちの 1.36 ヘクタールですね。今回、竹中土木の開発設計をするということで、そういうことを仮換地になるかもしれないですけど、そういうことを視野に入れながら区画整理、開発のこともやっていくことになっていくと思うのですが、私たちは区画整理そのものは反対だったのですが、やはり農地を守るということでは、環境のこと、自給率のこともいわれてますし、もっともっと向日市の農地を発展させていきたいということでは凄く大事だなと思っています。

今回の農業を続けていかれる方は何名いらっしゃって、今度の開発では合意が得られているというものの、その方たちの意見が開発にどの程度話がいつているのか、どのような手順でおこなわれているのか教えていただきたい。

(事務局)小野

今回、生産緑地に指定させていただきます所有者の方は 8 名でございます。以前に市街化のなかで指定させていただいた緑色の部分の方は 3 名でございます。全部で 11 名ということでございます。

今回の土地区画整理事業のなかで、先ほどもお話に出ておりましたが、生産緑地の形がどういう形になるか、オープンスペース的なものにしていかなければならないというなかで、今現在、事業代行業者のほうが農地の関係で特に生産緑地をうたれる方について意向調査をさせていただいております。その意向調査に基づきまして具体的な再配置計画がされますので永続的に営農できるような形態にされると思います。市のほうもそのように指導しながら見守っていきたいと考えております。

(委員)

意向調査結果というのは公開していただけるのですか。いつ頃できるのか。

(事務局)小野

各地権者のそれぞれの土地利用の意向調査でございます。これについては個々の個人的な情報がございますので情報公開するわけにはいかないと思います。ただし、全体的な土地区画整理事業のまちづくり等については公開させていただきます。

(委員)

先ほどの計画の中で、区画整理事業というのは原位置地換地が原則になると思うんです。そうすると今ある土地の近いところに生産緑地が残るのですが、

こういう生産緑地ができるだけ永く残るような、30年という原則のなかで都市の環境がある程度保全されていくというのが望ましいじゃないかと思うのですが、こういうものの中に基本的にここにあるもの以外に、開発に基づく緑地、公園というのはこれに含まれるのですか。まだ計画段階だと思うのですが、考え方としてはどうでしょうか。

(事務局) 小野

生産緑地、農地以外に公園等の緑地を考えております。

(委員)

生産緑地以外に確保されるということですか。

(事務局) 小野

はい、そうです。

(会長)

それでは他にございませんか。無いようですので、ただいまの議案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第1号議案は原案どおり可決されました。以上をもちまして、本日予定の議案の審議を終了いたしました。

どうも皆様ありがとうございました。